

平成27年1月28日

大和市議会議長
菊地 弘 殿

大和市議会改革実行委員会
委員長 木村 賢一

大和市議会改革実行委員会における協議結果報告書

大和市議会改革実行委員会における全ての協議が終了したので、次のとおり報告します。

1. 議会改革実行委員会開催日

第1回	平成26年	6月25日	第7回	平成26年	10月17日
第2回	平成26年	7月7日	第8回	平成26年	10月24日
第3回	平成26年	7月22日	第9回	平成26年	11月7日
第4回	平成26年	8月5日	第10回	平成26年	11月17日
第5回	平成26年	8月18日	第11回	平成27年	1月13日
第6回	平成26年	9月29日	第12回	平成27年	1月26日

2. 検討事項と結果

〔1〕. 議長からの諮問事項

(1) 委員会のインターネット中継について(第1～6、9、10回)

【協議結果】意見の一致に至らなかったため、各会派の意見を付して次期へ申し送りとする(別紙1)。

(2) 意見交換会について(第1、5、6、9回)

【協議結果】各常任委員会ごとに毎年1回は開催すべきである。

(3) 議員提案による条例制定のルールづくりについて(第6、7、9、10回)

【協議結果】意見の一致に至らなかったため、現状の例は参考扱いにとどめる。(別紙2)

(4) 会派に属さない議員について(第8、9回)

- ・会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについて

【協議結果】現状の運用を正式なルールとする(別紙3)(H26.11.19
議運決定)

- ・常任委員会の決定の際の会派に属さない議員の取り扱いについて

【協議結果】意見の一致に至らなかったため、現状のままとする。

(5) その他(第10、11回)

- ・会派の代表的質問者に付与される質問時間10分間の取り扱いについて

【協議結果】意見の一致に至らなかったため、現状のままとする。

[2] 委員からの提案に関する事項(第12回)

【協議結果】意見の一致に至らなかったため、各会派の意見を付して次期へ
申し送りとする。(別紙4)

[3] 議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項(第11回)

【協議結果】意見の一致に至らなかったため、各会派の意見を付して次期へ
申し送りとする。(別紙5)

【議長からの諮問事項(1)】委員会のインターネット中継について

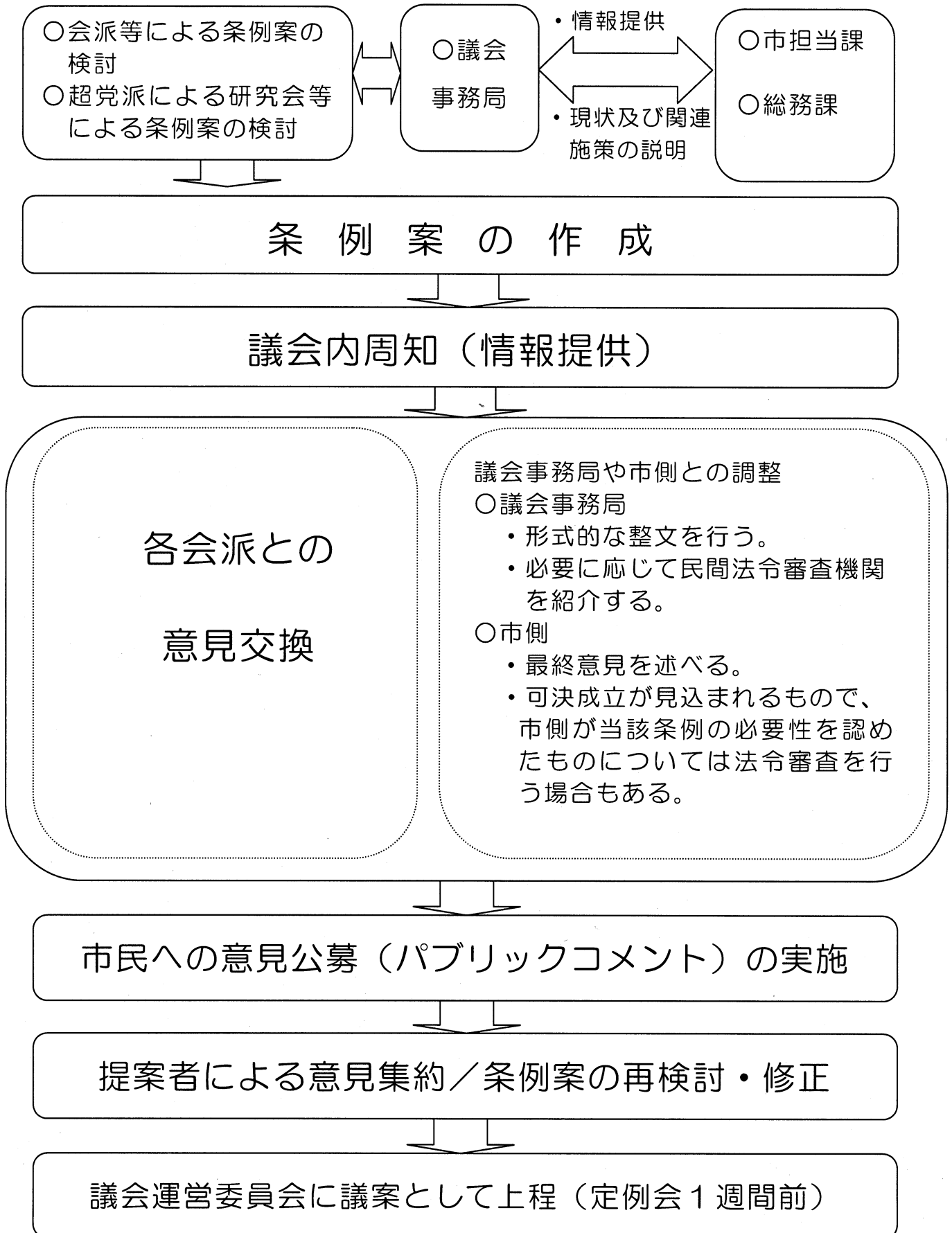
次期への申し送り事項

No.	申し送り事項	提出会派
1	<ul style="list-style-type: none"> 委員会のインターネット中継の実施は、委員会審査の方法(各委員の質問を持ち時間制にする・質問を事前通告制にする・予算決算の審査方法・委員外議員の発言に関する事など)を改革した後にする。 改選後速やかに委員会の審査の方法についての検討を始め、1年以内に結論を出し、2年目から委員会のインターネット中継を実施する。全会一致では結局結論が出ないので、改選後速やかに議論を行い、議論を尽くしても合意できない場合は、多数決で意思形成をはかり、委員会のインターネット中継ができるように委員会審査の方法を改善する。 	新政クラブ
2	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の運営では、委員外議員の発言を次のようにする。 <ol style="list-style-type: none"> ①委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する。 ②委員を出していない会派の委員外議員の発言に制限を設ける。 	公明党
3	<ul style="list-style-type: none"> 言論の府である議会において、委員会のインターネット中継のために発言の機会や時間短縮があってはならない。 	日本共産党
4	<ul style="list-style-type: none"> 委員会のインターネット中継を実施した上で、随時、市民が求める中継に改めていく。 	大和クラブ
5	<ul style="list-style-type: none"> 委員会のインターネット中継についての議論と委員会運営に関する議論は切り離して議論をする。 委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、アンケート等を実施し、市民の意見に沿う形で市民が求める中継に改めていく手順が望ましい。 	明るいまらい・やまと
6	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答で行われる委員会審査は市民にわかりやすい。委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、市民の意見を聞きながら委員会運営を改善していく。 	神奈川ネットワーク運動
7	<ul style="list-style-type: none"> 委員会における委員外議員の発言は制限をしない。 	無所属

【議長からの諮問事項(3)】議員提案による条例制定 のルールづくりについて

〔現状の例〕

※本内容は H24. 11. 2 代表者会資料に使用されたもの



【議長からの諮問事項（4）】会派に属さない議員について

○会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについて

〔現状の運用〕

会派に属さない議員が意見書の発議をするときには、事前に議員提出議案の要件を満たす賛成者（議員定数の1/12⇒定数28名の場合は提出者+賛成者2名以上）を確保した上で、議長に依頼する。

議長はその裁量においてこれを議会運営委員会に提示する。

〔2〕 委員からの提案に関する事項について

次期への申し送り事項

No.	提 案 内 容	提出会派
1	1. 土、日曜日・夜間等の議会 2. 代表質問の復活 3. 議会事務局の「法制面」の強化 4. 予算決算委員会について	新政クラブ
2	1. パソコン・タブレットの持ち込みについて（一般質問以外） 2. 議会事務局に法制担当職員を配置することについて 3. 土・日曜日、議会の開催について（年に1回程度：3月） 4. 子ども連れの傍聴について（環境整備後に）	公 明 党
3	<p>（文章中の「第〇条」は議会基本条例の条項を指す、また内容によっては他の条項と重複する場合もある）</p> <p>第2条（議会の役割）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 議会による立法機能の強化（他自治体議会との連携も視野に） 2、 能動的で自律した委員会活動の実施（閉会中の調査や市への要望・提案等の提出、意見交換会など） <p>第3条（議会の活動原則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3、 委員会自由質疑の継続・審査時間は従来通り 4、 会派ごとに（但し議員別）項目別議案賛否一覧の作成及びネット公開 5、 委員会審査結果へ委員賛否を掲載（誰が反対し、賛成したか明確にする） 6、 議会広報機能の強化（議会だよりという意味ではなく、総合的な意味で） 7、 議会だよりのA4化 8、 定例議長記者会見・議会記者発表の実施 	明るいまらい ・やまと

3	<p>第4条（議員の活動原則）</p> <p>9、 IT機器の積極活用（会派に2台のパソコン貸与では時代にそぐわない）</p> <p>10、 委員会、本会議へのタブレット端末持ち込み</p> <p>11、 資料のペーパーレス化（PDFなど）</p> <p>12、 議員控え室を会派執務室に変更（議員は控えている訳ではない）</p> <p>13、 議会無線LAN環境整備</p> <p>第6条（会派）</p> <p>14、 全会一致の原則見直し（4分の3以上の賛成等）</p> <p>15、 議員交流や親交を深めるための宿泊交流会の実施（全額自己負担）</p> <p>第7条（市民参加）</p> <p>16、 議会のツイッター導入（会期日程などの議会情報のお知らせなどに利用）メルマガ配信でも可（広報機能強化の一環でもある）</p> <p>17、 議会疑似体験（こども議会、おとな議会等）の実施</p> <p>第8条（会議及び情報の公開）</p> <p>18、 代表者会・全員協議会の会議録インターネット公開</p> <p>19、 議員による代表者会の傍聴を可能にする</p> <p>20、 議会中継や録画映像をスマホやタブレット端末でも視聴可能にする</p> <p>21、 傍聴者に配慮した案内表示（階段等）</p> <p>22、 委員会ネット中継の早期実施（中継実施が遅れるのであれば出張委員会を実行するなど情報公開の在り方を模索する議会の努力を明示する必要がある）</p> <p>第10条（市長等の説明責任）</p> <p>23、 予算決算資料の早期配布</p> <p>24、 行政職員が本会議を欠席する場合、職務代行者が出席・発言する</p> <p>第11条（行政評価）</p> <p>25、 議会による行政評価実現のための検討会発足（勉強会・研修会でも可）</p> <p>第13条（議長及び副議長）</p> <p>26、 議長・副議長選挙が無い年は信任投票を実施する（二年目に継続させるかどうか）</p>	<p>明るいまらい ・やまと</p>
---	--	------------------------

3	<p>第14条（政策形成等）</p> <p>27、 議員登庁日の設定（月に最低1日、議員が集まらなければ政策形成も不可能）</p> <p>28、 議員勉強会・研究会の開催（議員同士である案件を検討の開催（議員登庁日を利用すると想定して1日4コマほど実行可能ではないか））</p> <p>29、 議員研修の充実化</p> <p>第15条（政務活動費）第20条 議員報酬</p> <p>30、 政務活動費の再考（議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増）</p> <p>31、 政務活動費使途基準の緩和</p> <p>32、 付属機関（審議会、組合等）の議会選出委員の報酬見直し（別に議員報酬を得ているため）</p> <p>第21条（議会改革のための組織）</p> <p>33、 市民参加型の議会改革検討協議会の実施（但し、採決は議員のみ）</p> <p>34、 市民等の議会改革検討協議会の傍聴を可能にする</p> <p>その他</p> <p>35、 基本条例改正（旧13条の復活、一般質問の条項、反問権、一問一答）</p> <p>36、 議会防災訓練の実施・控室に各自災害対策アイテムを保管（自己負担）</p> <p>37、 対面式演壇に配慮した議席指定（中央下段の議席を最初から空けておく）</p> <p>38、 自席マイク導入（移動時間減少⇒人件費減）</p> <p>39、 本会議場の有効活用（結婚式・発表会など）</p> <p>40、 議員名札の配布及び着用</p> <p>41、 これらの改革の実行に必要な会議規則の改正</p>	<p>明るいまらい ・やまと</p>
---	---	------------------------

〔3〕 議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項

《次期への申し送り事項》

[新政クラブ]

○条例内に一般質問にかかわる条項を設けたい。

- ①議会基本条例検討協議会で検討されていた旧13条と称された内容のように、議会において重要な一般質問にかかわる内容について議会基本条例内にその条項を設けたい。

[明るいみらい・やまと]

○一般質問における一問一答方式の導入及び、市長等の反問権付与について次のように行いたい。

- ①本会議における一般質問（市の一般事務について、議長の許可を得て行う質問をいう。）は、一問一答の方式により行うことができる。
- ②市長等は、一般質問に対し、議長の許可を得て、反問することができる。

[神奈川ネットワーク運動]

○条例を着実に実践し、検証にあたっては、1条ずつ、どのように改善あるいは向上したか、真摯にかつ具体的に検証する。

- ①議会の活動原則、議員の活動原則（議員間の討議の促進や政策立案・提言など）
- ②会議や情報の公開（現状を後退させないこと、かつ委員会のインターネット中継は不可欠）
- ③議会や市長等との関係
- ④議決事項の追加（市民に影響が大きい計画など）
- ⑤議会機能の強化（調査研究や研修）
- ⑥議会事務局の強化

また条例を改正する際は、市長の反問権を盛り込むことが必要で、これは市長の権限拡大というより、議員の政策提言・立案機能の強化のために必要と考える。